

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する

省令案

新旧対照条文 目次

- 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）（抄）（第一条関係）――1
- 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）（抄）（第二条関係）――4
- 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第一百四十号）（抄）（第三条関係）――4

○ 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

現行	案	改正	改訂
（事務費負担金の額の算定）	（事務費負担金の額の算定）	（事務費負担金の額の算定）	（略）
<p>第二条 国民健康保険組合（以下「組合」という。）に係る事務費負担金の額は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、次項又は第五項の事務費負担金基準額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前号に掲げる組合以外の組合 次の表の上欄に掲げる組合別財政力指数（算定政令附則第十五条の規定により読み替えて適用される算定政令第五条第四項第二号ロ(1)に規定する組合別財政力指数をいう。以下同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合</p>	<p>第二条 国民健康保険組合（以下「組合」という。）に係る事務費負担金の額は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、次項又は第五項の事務費負担金基準額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前号に掲げる組合以外の組合 次の表の上欄に掲げる組合別財政力指数（算定政令附則第十四条の二又は第十四条の三の規定により読み替えて適用される算定政令第五条第四項第二号ロ(1)に規定する組合別財政力指数をいう。以下同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

（指定組合調整対象被保険者に係る前期高齢者納付金等の算定方法）

第四条の三 算定政令附則第十三条、第十五条及び第十六条の規定により読み替えられた算定政令第五条第一項第一号ロに規定する法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被

（指定組合調整対象被保険者に係る前期高齢者納付金等の算定方法）

第四条の三 算定政令附則第十三条、第十四条の二及び第二十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第一項第一号ロに規定する法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被

保険者であつて指定組合特定被保険者（経過的世帯員を除く。）又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの（以下この条において「指定組合調整対象被保険者」という。）に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用に相当する額は、当該組合の前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に、前々年度における当該組合の当該指定組合調整対象被保険者である者のうち前期高齢ある加入者（高齢者医療確保法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者をいう。以下この条において同じ。）であるものの数を前々年度における当該組合の前期高齢者である加入者の数で除して得た率を乗じて得た額とする。

2 (略)

（指定組合調整対象特定被保険者に係る前期高齢者納付金等の算定方法）

第四条の四 前条の規定は、算定政令附則第十三条、第十五条及び第十六条の規定により読み替えられた算定政令第五条第三項に規定する組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者又は経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）でないもの（以下「指定組合調整対象特定被保険者」という。）に係る前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の納付に要する費用に相当する額の算定について準用する。この場合において、前条中「指定組合調整対象被保険者」とあるのは、「指定組合調整対象特定被保険者」とする。

（組合別財政力指数の基準となる年度）

第四条の五 算定政令附則第十五条の規定により読み替えて適用さ

合の被保険者であつて指定組合特定被保険者（経過的世帯員を除く。）又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの（以下この条において「指定組合調整対象被保険者」という。）に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用に相当する額は、当該組合の前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に、前々年度における当該組合の当該指定組合調整対象被保険者である者のうち前期高齢ある加入者（高齢者医療確保法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者をいう。以下この条において同じ。）であるものの数を前々年度における当該組合の前期高齢者である加入者の数で除して得た率を乗じて得た額とする。

2 (略)

（指定組合調整対象特定被保険者に係る前期高齢者納付金等の算定方法）

第四条の四 前条の規定は、算定政令附則第十三条、第十四条の二及び第二十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第三項に規定する組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者又は経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）でないもの（以下「指定組合調整対象特定被保険者」という。）に係る前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の納付に要する費用に相当する額の算定について準用する。この場合において、前条中「指定組合調整対象被保険者」とあるのは、「指定組合調整対象特定被保険者」とする。

（組合別財政力指数の基準となる年度）

第四条の五 算定政令附則第十四条の二の規定により読み替えて適用さ

れる同令第五条第四項第二号ロ(1)に規定する基準となる年度は、平成二十一年度とする。

(算定政令附則第十五条の規定により読み替えて適用される算定政令第五条第四項第二号ロ(1)に規定する厚生労働省令で定める割合)

第四条の七 算定政令附則第十五条の規定により読み替えて適用される算定政令第五条第四項第二号ロ(1)に規定する割合は、次の表の上欄に掲げる組合別財政力指数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。

(略)

(略)

用される同令第五条第四項第二号ロ(1)に規定する基準となる年度は、平成十六年度とし、同令附則第十四条の三の規定により読み替えて適用される同令第五条第四項第二号ロ(1)に規定する基準となる年度は、平成二十一年度とする。

(算定政令附則第十四条の二又は第十四条の三の規定により読み替えて適用される算定政令第五条第四項第二号ロ(1)に規定する厚生労働省令で定める割合)

第四条の七 算定政令附則第十四条の二又は第十四条の三の規定により読み替えて適用される算定政令第五条第四項第二号ロ(1)に規定する割合は、次の表の上欄に掲げる組合別財政力指数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。

(略)

(略)

○ 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

行	案	正	改

改

正

案

現

行

（都道府県医療費適正化計画の進捗状況の公表）

第一条 都道府県は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第十一条第一項の規定に基づき法第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画（以下「都道府県医療費適正化計画」という。）の進捗状況を公表するに当たっては、その要旨及び内容をインターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法により行うものとする。
(削除)

（都道府県医療費適正化計画の進捗状況に関する評価）

第一条 都道府県は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第十一条第一項の規定に基づき法第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画（以下「都道府県医療費適正化計画」という。）の進捗状況に関する評価を行うに当たっては、当該計画に掲げる目標の達成に向けた取組の進捗状況の把握及び分析を行うものとする。

2 | 都道府県は、法第十一条第一項の規定に基づき都道府県医療費適正化計画の進捗状況に関する評価の結果を公表するに当たっては、その要旨及び内容をインターネットの利用、印刷物の配布その他他の適切な方法により行うものとする。

（全国医療費適正化計画の進捗状況の公表）

第二条 前条の規定は、法第十一条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が行う全国医療費適正化計画（法第八条第一項に規定する全国医療費適正化計画をいう。以下同じ。）の進捗状況の公表について準用する。

（全国医療費適正化計画の進捗状況に関する評価）

第二条 厚生労働大臣は、法第十一条第二項の規定に基づき法第八条第一項に規定する全国医療費適正化計画（以下「全国医療費適正化計画」という。）の進捗状況に関する評価を行うに当たっては、当該計画に掲げる目標の達成に向けた取組の進捗状況の把握及び分析を行うものとする。

2 | 前条第二項の規定は、法第十一条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が行う全国医療費適正化計画の進捗状況に関する評価の結果の公表について準用する。

（都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価）

（都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価）

第三条 (略)

第三条 都道府県は、法第十二条第一項の規定に基づき都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価を行うに当たっては、当該計画に掲げる目標の達成状況並びに当該計画に掲げる施策の実施状況及び当該施策に要した費用に対する効果に係る調査及び分析を行うものとする。

2 (略)

3 第一条の規定は、法第十二条第二項の規定に基づき都道府県が行う都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価の結果の公表について準用する。

(全国医療費適正化計画の実績に関する評価)

第四条 (略)

3 第一条第二項の規定は、法第十二条第二項の規定に基づき都道府県が行う都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価の結果の公表について準用する。

(全国医療費適正化計画の実績に関する評価)

第四条 厚生労働大臣は、法第十二条第三項の規定に基づき全国医療費適正化計画の実績に関する評価を行うに当たっては、当該計画に掲げる目標の達成状況並びに当該計画に掲げる施策の実施状況及び当該施策に要した費用に対する効果に係る調査及び分析を行うものとする。

2 (略)

2 厚生労働大臣は、法第十二条第三項の規定に基づき各都道府県における都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価を行うに当たっては、当該計画の達成状況及び当該計画に掲げる施策の実施状況に係る分析を行うものとする。

3 第一条の規定は、法第十二条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が行う全国医療費適正化計画及び各都道府県における都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価の結果の公表について準用する。

3 第一条第二項の規定は、法第十二条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が行う全国医療費適正化計画及び各都道府県における都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価の結果の公表について準用する。

(医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 | 前項の規定は、法第十六条第三項に規定する厚生労働大臣からの求めに応じ、都道府県及び市町村が、同条第一項に規定する調

(医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析)

第五条 法第十六条第一項第一号の厚生労働省令で定める事項は、

医療に要する費用並びに診療の件数及び日数に関する地域別、年齢別、疾病別、診療内容別、男女別及び医療機関の種類別の状況に関する情報並びに法第十八条第一項に規定する特定健康診査及び同項に規定する特定保健指導の実施状況に関する情報とする。

2 法第十六条第一項第二号の厚生労働省令で定める事項は、医療の提供に関する地域別、病床の種類別及び医療機関の種類別の病床数並びに地域別及び医療機関の種類別の医療機関数の推移の状況に関する情報とする。

3 法第十六条第二項の規定により、厚生労働大臣から同条第一項に規定する情報の提供を求められた場合には、保険者及び後期高齢者医療広域連合（法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）は、当該情報を、電子情報処理組織（保険者又は後期高齢者医療広域連合が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を提出する方法により提出しなければならない。

(新設)

査及び分析に必要な情報を提供する場合について準用する。

○ 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十一号）（抄）（第三条関係）

		附 則		改 正 案	
第十七条		第二条第一項 第二条第一項		第三十四条第一項 第三十五条第一項	
第一条第一項	第二条及び 第三十五条第一項	附則第五条の四の規定により読み替えられた第二条及び 第三十三条の五の三	附則第十三条の五の二	（平成二十七年度及び平成二十八年度の各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付調整金額等の算定の特例）	（平成二十七年度及び平成二十八年度の各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付調整金額等の算定の特例）
附則第五条の四の規定により読み替えられた第二条第一項	附則第五条の四の規定により読み替えられた第二条及び 第三十三条の五の三	附則第十三条の五の二	（平成二十七年度及び平成二十八年度の各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付調整金額等の算定の特例）	（平成二十七年度及び平成二十八年度の各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付調整金額等の算定の特例）	（平成二十七年度及び平成二十八年度の各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付調整金額等の算定の特例）

（平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度の被用者保険等保
険者に係る後期高齢者支援金等の額の算定の特例に係る端数計算

（平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度の被用者保険等保
険者に係る後期高齢者支援金等の額の算定の特例に係る端数計算

第三十六条							第三十四条第一項
第一項	第三十五条第一項	第二条及び	附則第十三条の五の三	附則第十三条の五の二			
第一百二十一條 第一項	第三十五条第一項	第三十四条第一項	第二条第一項	附則第五条の四の規定により読み替えられた第二条及び	附則第五条の四の規定により読み替えられた第二条第一項	附則第十三条の五の二	附則第十三条の五の三
附則第十四条の六第一項	附則第十三条の五の三	附則第十四条の五第一項	附則第十三条の五の二	附則第五条の四の規定により読み替えられた第二条及び	附則第五条の四の規定により読み替えられた第二条第一項	附則第十三条の五の二	附則第十三条の五の三

第五条の五 平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度において、被用者保険等保険者について、次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げることにより計算するものとする。

法附則第十三条の五の二第二号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額	法附則第十三条の五の二第三号に規定する調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額	法附則第十三条の五の二第四号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額	法附則第十三条の五の三第二号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額	法附則第十三条の五の三第三号に規定する調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額	法附則第十三条の五の三第四号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額
一円未満の端数を切り捨てる					

法附則第十三条の五の五第二項に規定する 法附則第十三条の五の五第一項第一号に掲 げる額	法附則第十三条の五の五第一項第二号に掲 げる額	法附則第十三条の五の四第一項第四号に掲 げる額
法附則第十三条の五の四第三項に規定する 後期高齢者支援金に係る概算総報酬割前期 高齢者納付金額	法附則第十三条の五の四第四項第一号に掲 げる合計額から同項第二号及び第三号に掲 げる合計額の合計額を控除した額に三分の 一を乗じて得た額	法附則第十三条の五の四第二項に規定する 特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係 る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係 る概算調整対象基準額

				後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期 高齢者納付金額
				法附則第十三条の五の五第三項に規定する 特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係 る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係 る確定調整対象基準額
				法附則第十三条の五の五第四項第一号に掲 げる合計額から同項第二号及び第三号に掲 げる合計額の合計額を控除した額に三分の 一を乗じて得た額
				法附則第十四条の五第一項第一号に掲げる 額
				法附則第十四条の五第一項第三号に掲げる 額
				法附則第十四条の五第二項に規定する概算 額
				法附則第十四条の五第三項に規定する特例 退職被保険者等に係る概算加入者割後期高 齢者支援金額
法附則第十四条の五第四項に規定する各被 用者保険等保険者の概算加入者割後期高 齢者納付金額				

者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額

法附則第十四条の六第一項第一号に掲げる額

法附則第十四条の六第一項第三号に掲げる額

法附則第十四条の六第二項に規定する確定総報酬割後期高齢者支援金額

法附則第十四条の六第三項に規定する特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額

法附則第十四条の六第四項に規定する各被用者保険等保険者の確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額

算定政令附則第四条の二第一項第一号に掲

第五条の六 平成二十九年度において、被用者保険等保険者について	(平成二十九年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付調整金額等の算定の特例)	算定政令附則第四条の二第一項第三号に掲げる額
------------------------------------	--	------------------------

（新設）	算定政令附則第四条の二第二項に規定する調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額
第五条の六 平成二十九年度において、被用者保険等保険者について	算定政令附則第四条の二第三項に規定する特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額
(平成二十九年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付調整金額等の算定の特例)	法附則第十三条の五の四第四項に規定する納付金概算拠出率
	法附則第十四条の五第四項に規定する納付金概算拠出率
	法附則第十四条の五第四項に規定する支援金概算拠出率
	法附則第十四条の六第四項に規定する支援金確定拠出率
	小数点以下第八位未満を四捨五入する

て、第二条、第十七条及び第三十六条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十六条		第十七條						第二条第一項			
第二条第一項	第二条及び	一項	第三十五条第	一項	第三十四条第	一項	第二条及び	一項	第三十五条第	一項	第三十四条第
み替えられた第二条第一項	附則第五条の六の規定により読み替えられた第二条第一項	附則第五条の六の規定により読み替えられた第二条第一項	附則第十三条の五の七	附則第十三条の五の六	附則第十三条の五の六	附則第五条の六の規定により読み替えられた第二条第一項	附則第五条の六の規定により読み替えられた第二条第一項	附則第十三条の五の七	附則第十三条の五の六	附則第十三条の五の六	附則第十三条の五の六

			第三十四条第 一項
		第一百二十条第 一項	附則第十四条の七第一項
	第三十五条第 一項	附則第十三条の五の七	附則第十三条の五の六
	第一百二十二条 第一項	附則第十四条の八第一項	

(平成二十七年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金等の額の算定の特例に係る端数計算)

第五条の七 平成二十七年度において、被用者保険等保険者について、次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

法附則第十三条の五の六第二号に規定する
前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援
金の概算額

一円未満の端数
を切り捨てる

法附則第十三条の五の六第三号に規定する
調整対象給付費見込額等に係る概算調整対
象基準額

(新設)

法附則第十三条の五の六第四号に規定する 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援 金の概算額に係る概算調整対象基準額	法附則第十三条の五の七第二号に規定する 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援 金の確定額
法附則第十三条の五の七第三号に規定する 調整対象給付費額等に係る確定調整対象基 準額	法附則第十三条の五の七第四号に規定する 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援 金の確定額に係る確定調整対象基準額
法附則第十三条の五の八第一項第二号に掲 げる額	法附則第十三条の五の八第一項第四号に掲 げる額
法附則第十三条の五の八第二項に規定する 後期高齢者支援金に係る概算総報酬割前期 高齢者納付金額	法附則第十三条の五の八第二項に規定する 後期高齢者支援金に係る概算総報酬割前期 高齢者納付金額
法附則第十三条の五の八第三項に規定する 特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係 る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支 援金の概算額に係る概算調整対象基準額	法附則第十三条の五の八第三項に規定する 特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係 る加入者割後期高齢者支援金の確定額

る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係 る概算調整対象基準額	法附則第十三条の五の八第四項第一号に掲 げる合計額から同項第二号及び第三号に掲 げる合計額の合計額を控除した額に二分の 一を乗じて得た額	法附則第十三条の五の九第一項第一号に掲 げる額	法附則第十三条の五の九第一項第四号に掲 げる額	法附則第十三条の五の九第二項に規定する 後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期 高齢者納付金額	法附則第十三条の五の九第三項に規定する 特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係 る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係 る確定調整対象基準額	法附則第十三条の五の九第四項第一号に掲 げる合計額から同項第二号及び第三号に掲 げる合計額の合計額を控除した額に二分の 一を乗じて得た額
-----------------------------------	---	----------------------------	----------------------------	---	---	---

法附則第十四条の八第二項に規定する確定	額	法附則第十四条の八第一項第一号に掲げる
法附則第十四条の八第一項第三号に掲げる	額	法附則第十四条の七第一項第三号に掲げる 額

							総報酬割後期高齢者支援金額
法附則第十三条の五の八第四項に規定する	算定政令附則第四条の三第三項に規定する 特例退職被保険者等に係る調整前確定加入 者割後期高齢者支援金額	算定政令附則第四条の三第二項に規定する 調整前確定總報酬割後期高齡者支援金額	算定政令附則第四条の三第一項第一号に掲 げる額	算定政令附則第四条の三第一項第一号に掲 げる額	法附則第十四条の八第三項に規定する特例 退職被保険者等に係る確定加入者割後期高 齢者支援金額	法附則第十四条の八第四項に規定する各被 用者保険等保険者の確定加入者割後期高齡 者支援金額の合計額から各特定健康保険組 合における同条第一項第三号の特例退職被 保険者等に係る確定加入者割後期高齡者支 援金額の合計額を控除した額に二分の一を 乗じて得た額	法附則第十四条の八第四項に規定する各被 用者保険等保険者の確定加入者割後期高齡 者支援金額の合計額から各特定健康保険組 合における同条第一項第三号の特例退職被 保険者等に係る確定加入者割後期高齡者支 援金額の合計額を控除した額に二分の一を 乗じて得た額
小数点以下第八							

					納付金概算拠出率
					法附則第十三条の五の九第四項に規定する 納付金確定拠出率
					法附則第十四条の七第四項に規定する支 援 金概算拠出率
					法附則第十四条の八第四項に規定する支 援 金確定拠出率
第十七條		項 第二条第一項	（平成三十年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付調整 金額等の算定の特例）		位未満を四捨五入する
第二条及び	一項	第三十五条第三項	第五条の八 平成三十年度において、被用者保険等保険者について 、第二条、第十七条及び第三十六条の規定を適用する場合におい ては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
附則第五条の八の規定により読み替 えられた第二条及び	附則第十三條の六	附則第十三條の七	附則第十三條の六		

(新設)

第三十六条						第二条第一項		
第一項	第一百二十一條	一項	第三十五条第	一項	第一百二十条第	一項	第三十四条第	一項
附則第十四条の十第一項	附則第十三条の七	附則第十四条の九第一項	附則第十三条の六	附則第十三条の六	附則第五条の八の規定により読み替えられた第二条第一項	附則第五条の八の規定により読み替えられた第二条及び	附則第十三条の七	附則第十三条の六

(平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金等の額の算定の特例に係る端数計算)

第五条の九 平成二十八年度において、被用者保険等保険者について、次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

法附則第十三条の六第二号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額	法附則第十三条の六第三号に規定する調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額	法附則第十三条の六第四号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額	法附則第十三条の七第二号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額	法附則第十三条の七第三号に規定する調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額	法附則第十三条の七第四号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額
一円未満の端数を切り捨てる					

(新設)

確定額に係る確定調整対象基準額

額	法附則第十三条の八第一項第二号に掲げる額	法附則第十三条の八第一項第四号に掲げる額	法附則第十三条の八第二項に規定する後期高齢者支援金に係る概算総報酬割前期高齢者納付金額	法附則第十三条の八第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額	法附則第十三条の八第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の二を乗じて得た額	法附則第十三条の九第一項第四号に掲げる額
---	----------------------	----------------------	---	---	---	----------------------

法附則第十三条の九第二項に規定する後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額	法附則第十三条の九第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額	法附則第十三条の九第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の二を乗じて得た額	法附則第十四条の九第一項第一号に掲げる額	法附則第十四条の九第一項第三号に掲げる額	法附則第十四条の九第二項に規定する概算総報酬割後期高齢者支援金額	法附則第十四条の九第三項に規定する特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額	法附則第十四条の九第四項に規定する各被
---	---	---	----------------------	----------------------	----------------------------------	--	---------------------

用者保険等保険者の概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に三分の二を乗じて得た額
法附則第十四条の十第一項第一号に掲げる額
法附則第十四条の十第一項第三号に掲げる額
法附則第十四条の十第二項に規定する確定報酬割後期高齢者支援金額
法附則第十四条の十第三項に規定する特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額
法附則第十四条の十第四項に規定する各被用者保険等保険者の確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に三分の二を乗じて得た額

算定政令附則第四条の四第一項第一号に掲げる額	算定政令附則第四条の四第一項第三号に掲げる額	算定政令附則第四条の四第二項に規定する調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額	算定政令附則第四条の四第三項に規定する特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額	算定政令附則第四条の八第四項に規定する納付金概算拠出率	法附則第十三条の九第四項に規定する納付金確定拠出率	法附則第十三条の九第四項に規定する支援金概算拠出率	法附則第十四条の九第四項に規定する支援金確定拠出率	(市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法の特例)
小数点以下第八位未満を四捨五入する								

(市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法の特例)

第五条の十 (略)

(特例退職被保険者等の加入率の算定方法)

第二十二条の二 (略)

2 (略)

第二十二条の三 (略)

2 (略)

第二十二条の四 法附則第十三条の五の八第三項及び法附則第十四

条の五第三項の特定健康保険組合に係る加入者の見込数に対する特例退職被保険者等である加入者の見込数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率は、当該特定健康保険組合の特例退職被保険者等である加入者見込数を当該特定健康保険組合の加入者見込数で除して得た率とする。

2 前項の規定は、法附則第十三条の五の五第三項及び法附則第十四

条の六第三項の特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率の算定について準用する。この場合において、前項中「加入者の見込数」及び「加入者見込数」とあらわすのは、「加入者の数」と読み替えるものとする。

(新設)

第五条の六 (略)

(特例退職被保険者等の加入率の算定方法)

第二十二条の二 (略)

2 (略)

第二十二条の三 法附則第十三条の五の四第三項及び法附則第十四

条の五第三項の特定健康保険組合に係る加入者の見込数に対する特例退職被保険者等である加入者の見込数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率の算定について準用する。この場合において、前項中「加入者の見込数」及び「加入者見込数」とあらわすのは、「加入者の数」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、法附則第十三条の五の五第三項及び法附則第十四

条の六第三項の特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率の算定について準用する。この場合において、前項中「加入者の見込数」及び「加入者見込数」とあらわすのは、「加入者の数」と読み替えるものとする。

保険組合ごとに算定される率の算定について準用する。この場合において、前項中「加入者の見込数」及び「加入者見込数」とあるのは、「加入者の数」と読み替えるものとする。

第二十二条の五 法附則第十三条の八第三項及び法附則第十四条の九第三項の特定健康保険組合に係る加入者の見込数に対する特例

退職被保険者等である加入者の見込数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率は、当該特定健康保険組合の特例退職被保険者等である加入者見込数を当該特定健康保険組合の加入者見込数で除して得た率とする。

2 前項の規定は、法附則第十三条の九第三項及び法附則第十四条の十第三項の特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率の算定について準用する。この場合において、前項中「加入者の見込数」及び「加入者見込数」とあるのは、「加入者の数」と読み替えるものとする。

(公示)

第二十四条 厚生労働大臣は、次に掲げる率を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

一〇八 (略)

(公示)

第二十四条 厚生労働大臣は、次に掲げる率を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

一〇四 (略)

(公示)

第二十四条 厚生労働大臣は、次に掲げる率を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

一〇四 (略)

(新設)

- 九 法附則第十三条の五の八第四項に規定する納付金概算拠出率
十 法附則第十三条の五の九第四項に規定する納付金確定拠出率
十一 法附則第十四条の七第四項に規定する支援金概算拠出率
(新設) (新設) (新設)

十六十五十四十三十二

法附則第十四条の八第四項に規定する支援金確定拠出率
法附則第十三条の八第四項に規定する納付金概算拠出率
法附則第十三条の九第四項に規定する納付金確定拠出率
法附則第十四条の九第四項に規定する支援金概算拠出率
法附則第十四条の十第四項に規定する支援金確定拠出率

(新設) (新設) (新設) (新設) (新設)